

平成21年11月30日

号外第2号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

規 則

○単純労務の職員の給与の基準を定める規則の一部を改正する規則（55・人事課）……………1

訓 令

○単純労務の職員の給与等に関する規程及び単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令（6・人事課）……………1

教育委員会規則

○市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則（14・教育庁総務課）……………4

人事委員会規則

○人事委員会規則7—2（給料の調整額）等の一部を改正する規則……………5

公営企業管理規程

○秋田県企業職員給与規程及び秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程（8・公営企業課）……………8

規 則

単純労務の職員の給与の基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第五十五号

単純労務の職員の給与の基準を定める規則の一部を改正する規則

単純労務の職員の給与の基準を定める規則（昭和三十一年秋田県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の三中「の各号」を削り、同条第一号中「第三号」を「次号」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附 則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

訓 令

秋田県訓令第六号

庁 中 一 般

各 地 方 機 関

単純労務の職員の給与等に関する規程及び単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十一月三十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

単純労務の職員の給与等に関する規程及び単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令

（単純労務の職員の給与等に関する規程の一部改正）

第一条 単純労務の職員の給与等に関する規程（昭和四十年秋田県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「乗じて得た額」の下に「（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第1 (第2条関係) 現 業 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200	312,100
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100	314,200
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000	316,300
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900	318,400
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800	320,400
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700	322,500
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600	324,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500	326,700
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200	328,600
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000	330,600
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800	332,700
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600	334,800
	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200	336,700
	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900	338,700
	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600	340,700
	16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300	342,700
	17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900	344,600
	18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600	346,500
	19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300	348,400
	20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000	350,300
	21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,500	352,200
	22	143,100	200,000	225,400	273,100	316,000	353,800
	23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,500	355,400
	24	145,500	202,400	228,600	275,300	319,000	357,000
	25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,600	358,700
	26	148,200	204,900	231,800	277,500	322,100	359,900
	27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,600	361,100
	28	151,200	207,500	234,800	279,700	325,100	362,300
	29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,700	363,300
	30	154,100	210,100	237,600	281,900	328,000	364,400
	31	155,600	211,400	239,000	283,000	329,300	365,400
	32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,500	366,500

33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,800	367,400
34	160,400	215,000	243,100	286,100	333,100	368,100
35	162,200	216,300	244,500	287,200	334,400	368,800
36	164,000	217,700	245,900	288,300	335,700	369,500
37	165,800	218,800	247,200	289,200	337,000	370,100
38	167,500	220,100	248,600	290,200	338,300	370,800
39	169,200	221,400	250,000	291,200	339,600	371,500
40	170,900	222,700	251,400	292,200	340,900	372,200
41	172,500	223,800	252,600	293,100	342,100	372,700
42	173,900	225,000	253,900	294,100	343,300	373,400
43	175,300	226,200	255,200	295,100	344,500	374,100
44	176,700	227,400	256,500	296,100	345,700	374,800
45	178,200	228,600	257,600	296,900	346,800	375,300
46	179,600	229,800	258,800	297,800	347,900	376,000
47	181,000	231,000	260,000	298,700	349,000	376,700
48	182,400	232,200	261,200	299,600	350,100	377,400
49	183,700	233,400	262,500	300,500	351,300	377,900
50	184,900	234,600	263,700	301,400	352,300	378,600
51	186,100	235,800	264,900	302,300	353,300	379,300
52	187,300	237,000	266,000	303,200	354,300	380,000
53	188,400	238,200	267,100	304,000	355,300	380,500
54	189,500	239,200	268,300	304,800	356,200	381,100
55	190,600	240,200	269,500	305,600	357,100	381,700
56	191,700	241,200	270,700	306,400	358,000	382,300
57	192,800	242,300	271,700	307,200	358,900	383,000
58	193,900	243,300	272,800	308,000	359,800	383,600
59	195,000	244,300	273,900	308,800	360,700	384,200
60	196,100	245,300	275,000	309,600	361,600	384,800
61	197,200	246,300	276,100	310,200	362,500	385,500
62	198,100	247,200	277,200	310,900	363,400	386,100
63	199,000	248,100	278,300	311,600	364,300	386,700
64	199,900	249,000	279,400	312,300	365,200	387,300
65	200,600	250,000	280,500	313,000	365,800	388,000
66	201,400	250,800	281,400	313,600	366,400	388,600
67	202,200	251,600	282,300	314,200	367,000	389,200
68	203,000	252,400	283,200	314,800	367,600	389,800
69	203,600	253,200	284,100	315,500	368,100	390,500

再任
用職
員以
外の
職員

107	226,500	268,200	305,600				70	204,200	253,800	284,900	316,000
108	227,000	268,500	306,000				71	204,700	254,400	285,700	316,500
109	227,400	268,800	306,400				72	205,300	255,000	286,500	317,000
110	227,900	269,100	306,800				73	205,900	255,500	287,400	317,300
111	228,400	269,400	307,200				74	206,600	256,000	288,200	317,800
112	228,900	269,700	307,600				75	207,300	256,500	289,000	318,300
113	229,400	270,000	307,900				76	208,100	257,000	289,800	318,800
114	229,900	270,300	308,300				77	208,500	257,600	290,600	319,100
115	230,400	270,600	308,700				78	209,200	258,100	291,200	319,500
116	230,900	270,900	309,100				79	209,900	258,600	291,800	319,900
117	231,300	271,200	309,400				80	210,600	259,100	292,400	320,300
118	231,700	271,500	309,800				81	211,300	259,500	292,900	320,800
119	232,100	271,800	310,200				82	212,000	259,800	293,500	321,200
120	232,500	272,100	310,600				83	212,700	260,100	294,100	321,600
121	232,900	272,300	310,900				84	213,400	260,400	294,700	322,000
122		272,600	311,300				85	214,100	260,800	295,200	322,400
123		272,900	311,700				86	214,800	261,200	295,800	322,800
124		273,200	312,100				87	215,500	261,600	296,400	323,200
125		273,300	312,300				88	216,200	262,000	297,000	323,600
126		273,600	312,700				89	216,800	262,200	297,400	323,900
127		273,900	313,100				90	217,400	262,600	297,900	324,300
128		274,200	313,500				91	218,000	263,000	298,400	324,700
129		274,300	313,700				92	218,600	263,400	298,900	325,100
130		274,600	314,100				93	219,100	263,800	299,400	325,400
131		274,900	314,500				94	219,600	264,200	299,900	325,800
132		275,200	314,900				95	220,100	264,600	300,400	326,200
133		275,300	315,100				96	220,600	265,000	300,900	326,600
134		275,600					97	221,200	265,200	301,300	326,900
135		275,900					98	221,700	265,500	301,800	327,300
136		276,200					99	222,200	265,700	302,300	327,700
137		276,300					100	222,700	266,000	302,800	328,100
							101	223,300	266,400	303,200	328,400
							102	223,900	266,700	303,600	
							103	224,500	267,000	304,000	
							104	225,100	267,300	304,400	
							105	225,500	267,600	304,800	
							106	226,000	267,900	305,200	
再任用職員	192,400	203,800	226,000	247,300	279,200	312,100					

(単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正)

第二条 単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令(平成十八年秋田県訓令第八号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「給料月額に」を「給料月額(単純労務の職員の給与等に関する規程及び単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令(平成二十一年秋田県訓令第六号)の施行の日において、その職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものに該当しない職員である者にあつては、当該給料月額に百分の九十九・七六を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に」に改め、同項に次の表を加える。

職務の級	号給
一級	一号給から六十八号給まで
二級	一号給から三十二号給まで

附 則

この訓令は、平成二十一年十二月一日から施行する。

教育委員会規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

秋田県教育委員会規則第十四号

市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

(市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部改正)

第一条 市町村立学校職員の給与等に関する規則(昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第三項中「とする」を「と」、「短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等について、その額に」とあるのは「その額に」とする」に改める。

第五十七条の六中「の各号」を削り、同条第二号を次のように改める。

二 次に掲げる住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(一) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者(条例第十四条第二項に規定する扶養親族で条例第十五条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。)以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅

(二) 職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅

(三) 教育委員会が(一)又は(二)に掲げる住宅に準ずると認める住宅

第五十七条の七及び第五十七条の八を次のように改める。

第五十七条の七及び第五十七条の八 削除

第五十七条の八の二及び第五十七条の八の三中「第十五条の二第一項第三号」を「第十五条の二第一項第二号」に改める。

第五十七条の九及び第五十七条の十を次のように改める。

第五十七条の九及び第五十七条の十 削除

第五十八条の二第四号中「第五十七条の七に規定する」を「教育委員会の定めるこれに準ずる」に改める。

第六十二条第三項を次のように改める。

3 前項の規定によるべき地手当及びこれに準ずる手当の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該手当の額とする。

別表第十の四イの表中「11,600円」を「11,500円」に、「11,800円」を「11,700円」に改め、別表第十の四ロの表中「9,000円」を「8,900円」に、「11,100円」を「11,000円」に、「12,000円」を「11,900円」に改める。

(市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年秋田県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第十二項第二号」を「附則第十一項及び第十二項第二号」に改める。

附則第十一項中「経過措置基準額」の下に「(適用される給料表並びにその職務の級及び号級がそれぞれ改正条例附則第七項の表の給料表欄、職務の級欄及び号級欄に掲げるものに該当しない職員である者にあつては、当該経過措置基準額に百分の九十九・七六を乗じて得た額とする。)」を加える。

(市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則の一部改正)

第三条 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則(平成十八年秋田県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「定める額」の下に「(市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年秋田県条例第七十七号。以下「平成二十一年改正条例」という。))の施行の日において、適用される給料表並びにその職務の級及び号級がそれぞれ平成十八年改正条例附則第七項の表の給料表欄、職務の級欄及び号級欄に掲げるものに該当しない職員(以下「減額改定対象職員」という。)である者にあつては、当該各号に定める額に百分の九十九・七六を乗じて得た額とし、その額に一元未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)」を加える。

第五条第一項中「相当する額」の下に「平成二十一年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者(同日後に人事交流等職員となった者であつて、施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に平成二十一年改正条例の施行の日において減額改定対象職員に該当することとなるものを含む。)」にあつては、当該額に百分の九十九・七六を乗じて得た額とし、その額に一元未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)(」を加える。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(給料の不支給)

第六条 平成二十一年改正条例の施行の日以後新たに同条例による改正後の平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定の適用を受けることとなる者に対しては、これらの規定による給料は支給しない。ただし、平成二十一年改正条例の施行の日の前日に同条例による改正前の平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定の適用を受けていた者(任用の事情等を考慮して教育委員会の定めるこれに準ずる者を含む。)については、この限りでない。

(市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第四条 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成十九年秋田県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項各号列記以外の部分中「定める額」の下に「に百分の九十九・七六を乗じて得た額」を加える。

附 則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

人事委員会規則

人事委員会規則七一一(給料の調整額)等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七一一(給料の調整額)等の一部を改正する規則

(規則七一一(給料の調整額)の一部改正)

第一条 規則七一一(給料の調整額)の一部を次のように改正する。

第三条中「とする」を「と」、「短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等について、その額に」とあるのは「その額に」とする」に改める。

別表第二の表中「12,500円」を「12,400円」に改め、別表第二の表中「12,800円」を「12,700円」に改め、別表第二の表中「9,000円」を「8,900円」に、「11,100円」を「11,000円」に、「12,000円」を「11,900円」に改め、別表第二の表中「11,600円」を「11,500円」に、「11,800円」を「11,700円」に改める。

(規則七一二五(産業教育手当)の一部改正)

第二条 規則七一二五(産業教育手当)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(月額)

第三条 産業教育手当の月額、給料月額に百分の五(定時制通信教育手当を受ける者にあつては、百分の三)を乗じて得た額(その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(規則七―四二(定時制通信教育手当)の一部改正)

第三条 規則七―四二(定時制通信教育手当)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(端数計算)

第三条 条例第二十三条の二第二項の規定による定時制通信教育手当の月額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該定時制通信教育手当の月額とする。

(規則七―四六(特殊勤務手当)の一部改正)

第四条 規則七―四六(特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第二十条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定による特殊勤務手当の額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該特殊勤務手当の額とする。

(規則七―五〇(農林漁業普及指導手当)の一部改正)

第五条 規則七―五〇(農林漁業普及指導手当)の一部を次のように改正する。

第三条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定は、条例第二十三条の三の二第一項の職員で、法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)について準用する。この場合において、第一項中「常勤のもの」とあるのは、「法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)」と、「(以下「勤務を要する日」という。)のうち、普及事務に従事している日」とあるのは「における短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等として勤務を要する時間のうち、普及事務に従事している時間」と、「日の合計が、その月の勤務を要する日」とあるのは「時間の合計が、その月の短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等として勤務を要する時間」と読み替えるものとする。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(端数計算)

第四条 条例第二十三条の三の二第二項の規定による農林漁業普及指導手当の月額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該農林漁業普及指導手当の月額とする。

(規則七―六一(住居手当)の一部改正)

第六条 規則七―六一(住居手当)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第二条中「の各号」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 次に掲げる住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(一) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者(条例第十条第二項に規定する扶養親族で条例第十一条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。)以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅

(二) 職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその若が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅

(三) 人事委員会が(一)又は(二)に掲げる住宅に準ずると認める住宅

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

第四条の二及び第四条の三中「第十一条の四第一項第三号」を「第十一条の四第一項第二号」に改める。

第五条及び第六条を次のように改める。

第五条及び第六条 削除

(規則七―六二(特地勤務手当等)の一部改正)

第七条 規則七―六二(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。

第三条第三項に次の一号を加える。

四 前項各号に定める日が平成二十一年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年秋田県条例第七十四号。以下「平成二十一年改正条例」という。)の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例及び平成二十一年改正条例第八条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第五号)の規定によるものとした場合の」とする。

第四条第三項に次の一号を加える。

四 条例第十三条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成二十一年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年秋田県条例第七十四号。以下「平成二十一年改正条例」という。)の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例及び平成二十一年改正条例第八条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第五号)の規定によるものとした場合の」とする。

(規則七十六四(教職調整額の支給方法等)の一部改正)

第八条 規則七十六四(教職調整額の支給方法等)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(端数計算)

第三条 特別措置条例第三条第一項の規定による教職調整額の額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該教職調整額の額とする。

(規則七十一〇七(平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料)の一部改正)

第九条 規則七十一〇七(平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料)の一部を次のように改正する。

第四条第一項各号列記以外の部分中「定める額」の下に「(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年秋田県条例第七十四号。以下「平成二十一年改正条例」という。)の施行の日において、適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ平成十八年改正条例附則第七項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員、医療職給料表(一)若しくは一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年秋田県条例第百五十二号)第五条第二項に規定する給料表の適用を受ける職員又は同条第一項若しくは一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十九号)第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員でその号給が一号給であるもののいずれにも該当しない職員(以下「減額改定対象職員」という。))である者にあつては、当該各号に定める額に百分の九十九・七六を乗じて得た額とし、その額に円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)」を加える。

第五条第一項中「相当する額」の下に「平成二十一年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者(同日後に人事交流等職員となつた者であつて、施行日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に平成二十一年改正条例の施行の日において減額改定対象職員に該当することとなるものを含む。))」にあつては、当該額に百分の九十九・七六を乗じて得た額とし、その額に円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)」を加える。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(給料の不支給)

第六条 平成二十一年改正条例の施行の日以後新たに同条例による改正後の平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定の適用を受けることとなる者に対しては、これらの規定による給料は支給しない。ただし、平成二十一年改正条例の施行の日の前日に同条例による改正前の平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定の適用を受けていた者(任用の事情等を考慮して人事委員会の定めるこれに準ずる者を含む。))については、この限りでない。

(規則七十一(給料の調整額)の一部を改正する規則(平成十八年三月三十一日公布)の一部を改正する規則)

第十条 規則七十一(給料の調整額)の一部を改正する規則(平成十八年三月三十一日公布)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「経過措置基準額」の下に「(適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第五号)附則第七項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員又は医療職給料表(一)の適用を受ける職員のいずれにも該当しない職員である者にあつては、当該経過措置基準額に百分の九十九・七六を乗じて得た額とする。)」を加える。

(規則七十三(管理職手当)の一部を改正する規則(平成十九年三月三十日公布)の一部を改正する規則)

第十一条 規則七十三(管理職手当)の一部を改正する規則(平成十九年三月三十日公布)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「経過措置基準額」の下に「医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の職員である者にあつては、当該経過措置基準額に百分の九十九・七六を乗じて得た額とする。以下同じ。)」を加える。

附 則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

公営企業管理規程

秋田県企業職員給与規程及び秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県公営企業管理規程第八号

秋田県企業職員給与規程及び秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程
(秋田県企業職員給与規程の一部改正)

第一条 秋田県企業職員給与規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第八条の三第一項中「第一号又は第二号に掲げる職員のうち第三号に掲げる職員でもあるものについては、第一号又は第二号に掲げる額及び第三号」を「当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第三条の三第三号」を「第三条の三第二号」に、「第一号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「第三条の三第一号及び第三号」を「第三条の三第一号及び第二号」に、「同条第一号及び第三号」を「同条第一号及び第二号」に、「同条第二号及び第三号」を「同号」に改める。

第十八条第一項中「百分の百五十五」を「百分の百四十五」に、「百分の百三十五を」を「百分の百二十を」に改め、同条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百四十五」に、「百分の八十」を「百分の七十五」に、「百分の百三十五を」を「百分の百二十」に、「百分の七十を」を「百分の六十五」に改め、同条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百四十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十」に改める。

附則第三項中「乗じて得た額」の下に「(その額に一元未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」を加える。

第二条 秋田県企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「百分の百三十五」を「百分の百二十」に、「百分の百十五」を「百分の百」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改め、同条第二項中「百分の百三十五」を「百分の百二十」に、「百分の七十五、」を「百分の六十、」に、「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百十五」を「百分の百、」に、「百分の六十五」と、「百分の百二十」を「百分の五十、」と、「百分の百二十五」に、「百分の六十五」とする」を「百分の七十」とする」に改め、同条第三項中「百分の百三十五」を「百分の百二十」に、「百分の百五十五」を「百分の百四十」に改める。

(秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

第三条 秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程(平成十九年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「定める額」の下に「に百分の九十九・七六を乗じて得た額」を加える。

附 則

この規程は、平成二十一年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

発行者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印刷所 株式会社 松原印刷社

印刷者 松原 繁雄

秋田市山王四丁目1番1号
秋田市山王七丁目5番29号
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
秋田市山王七丁目5番29号